01068

鳥取縣公報

昭和二十二年六月三日　火曜日
第千八百十四號

本書ノ大キサハ國定規格5A列

規則

◇鳥取縣規則第[redacted]號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十五號鳥取縣諸類検査規則、昭和十六年十月鳥取縣令第五十六號鳥取縣諸類検査手數料規則、昭和十九年十月鳥取縣令第六十七號種用諸類検査規則、昭和十九年十月鳥取縣令第六十八號種用諸類検査手數料規則は昭和二十二年四月三十日限りこれを廢止する。

昭和二十二年六月三日
鳥取縣知事　西尾愛治

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十三號

廳中一般
地方事務所

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十五號鳥取縣地方事務所處務規定中次のように改正し公布の日から之を施行する。

昭和二十二年六月三日
鳥取縣知事　西尾愛治

第三條　厚生係に左の事項を加える。

一、復員ニ關スル事項

告示

◇鳥取縣告示第二百二十三號

昭和二十一年六月鳥取縣告示第二百二十四號緊急開拓小團地開墾及び開拓道路事業補助規程中次のように改め公布の日から之を施行する。

昭和二十二年六月三日
鳥取縣知事　西尾愛治

緊急開拓「小團地開墾」及開拓道路事業補助規程とある
を緊急開拓「補助開墾」及開拓道路事業補助規程に

改める。

第三條中　開墾工事施設に關する補助金は「小團地に對する」とあるを削除する。

第五條中　一、開田、開畑を行うものにあつてはその事業費の「五割以内」とあるを「四割以内」に改める。

様式一、三、四、五號中　「小團地開墾」とあるを「補助開墾」と改める。

様式六號を左記の通り改める。

事業成績書

(イ)　開墾

種別	個所數	事業量	同上内譯 前回迄 施行量	同上内譯 前回迄 作付面積	同上内譯 今回 施行量	同上内譯 今回 作付面積	殘事業量	増産見込數量	純粋入植 増反 戸數	備考
開田										
開畑										
計										

(ロ)　道路

種別	路線數	施行延長 巾員二・五間以上	施行延長 巾員二・五間未満	施行延長 計	受益開墾面積	備考
道路						

◇鳥取縣告示第二百二十四號

産婆名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十二年六月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

前本籍地　米子市糀町二丁目一〇八
現本籍地　西伯郡境町大正町五一
現住所開業地　米子市加茂町二丁目四二

門　永　馨

昭和二十二年五月十一日婚姻に依り前姓「森下」を「門永」に並本籍變更に依り産婆名簿訂正方願出たので昭和二十二年五月三十日訂正

前本籍地　東伯郡高城村大字上福田四五二
現本籍地　鳥取市茶町二三
前住所及開業地　東伯郡高城村大字上福田四五二
現住所及開業地　鳥取市吉方鐵道假官舎二號四戸

大正二年十一月二十日生

昭和二十二年五月十五日婚姻に依り前姓「杉本」を「小田」に並本籍、住所、開業地變更に依り産婆名簿訂正方願出たので昭和二十二年五月三十日訂正

小　田　操　子

大正七年十一月二十三日生

本籍地　米子市博勞町一丁目三三
前住所及開業地　同
現住所及開業地　西伯郡東長田村大字中村三五六

昭和二十二年五月十九日住所及開業地變更に依り産婆名簿訂正方願出たので昭和二十二年五月三十日訂正

埜　野　内　ち　よ

明治二十年十月十日生

◇鳥取縣告示第二百二十五號

産婆名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年六月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

本籍地　日野郡溝口町大字莊六六
開業地　同

長　田　お　も　ん

明治二十三年三月八日生

昭和十六年二月九日死亡により昭和二十二年五月三十一日産婆名簿より取消す

本籍地　鳥取市今町二丁目五五
開業地　同

松　村　幸　得

大正十三年一月一日生

昭和二十二年五月二十一日兵庫縣へ轉住したので昭和二十二年五月三十一日産婆名簿より取消

◇鳥取縣告示第二百二十六號

産婆名簿に次の者を登錄した。

昭和二十二年六月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

本籍地　日野郡多里村大字多里二一一
現住所及開業地　同

昭和二十二年五月三十日第一、一六九號

菅　澤　國　子

01071

大正十五年一月二十五日生

本籍地　東京都新宿區下落合三丁目一、三九三

現住所及開業地　鳥取市西町一一二

昭和二十二年五月三十日第一、一七〇號

山田綾子

明治四十年七月一日生

本籍地　東伯郡赤碕町大字赤碕五五

現住所及開業地　同

昭和二十二年五月三十日第一、一七一號

井勝澄子

大正八年七月二十四日生

本籍地　米子市日ノ出町二三

現所及開業地　西伯郡大和村大字佐陀一三七

昭和二十二年五月三十日第一、一七二號

黒瀬靜惠

大正八年一月二日生

本籍地　東京都杉並區高圓寺三丁目三二三

現住所及開業地　西伯郡御來屋町九二七　徳本幸孝方

昭和二十二年五月三十日第一、一七三號

渡邊あさの

明治二十四年十二月二十四日生

◇鳥取縣告示第二百二十七號

物價統制令第四條の規定によつて鮮魚介類の販賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年六月三日

鳥取縣知事　西尾愛治

級	品種	卸賣業者販賣價格の統制額 乙地域	卸賣業者販賣價格の統制額 丙地域	卸賣業者販賣價格の統制額 丙丁中間地域（一貫につき）	小賣業者販賣價格の統制額 乙地域	小賣業者販賣價格の統制額 丙地域	小賣業者販賣價格の統制額 丙丁中間地域（100匁に付）
二級	しろいか	四六、六〇	五二、九〇	五三、九〇	五、四〇	六、二〇	六、三〇
三級	きんときだい（ちかめきんとき）	四二、〇〇	四八、〇〇	四九、〇〇	四、九〇	五、六〇	五、七〇
四級	しゆくち（ぼら）、たいしようえび	三七、四〇	四三、一〇	四四、〇〇	四、四〇	五、一〇	五、二〇
五級	たなご、沖ぎす（にぎす）	三二、八〇	三八、二〇	三九、一〇	三、九〇	四、五〇	四、六〇
六級	まとうだい、其他のえび	二八、二〇	三三、三〇	三四、一〇	三、四〇	四、〇〇	四、一〇
七級	あかはた、はたはた（しろはた）外海かべら	二三、六〇	二八、四〇	二九、一〇	二、九〇	三、四〇	三、五〇
八級	かんだい、其他のはぜ	一九、〇〇	二三、五〇	二四、二〇	二、四〇	二、九〇	三、〇〇
十一級	いわがきの殼つき	一〇、七〇	一四、七〇	一五、三〇	一、五〇	一、九〇	二、〇〇

01072

本表統制額の適用については昭和二十一年九月十七日物價廳告示第六十八號附記を準用する。

◇鳥取縣告示第二百二十八號

各地方事務所管内において縣税檢査章並びに縣税滯納者財産差押證票を次のように返納並に交付した。

昭和二十二年六月三日

鳥取縣知事　西尾愛治

區分	番號	返納交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣税檢査章	一一九	昭和二十二年五月三日交付	東伯地方事務所	鳥取縣事務吏員	牧田叔人
同	一二一	同	同	同	市場輝政
同	一二二	同	同	同	岸田正人
同	一二三	同	同	同	宮川民夫
同	一二四	同	同	同	原田芳秋
同	一二五	同	同	同	谷本萬嘉
同	一二六	同	同	同	楠圭税
同	一二七	同	同	同	音田韻藏
同	一二九	同八日交付	東伯郡倉吉町	書記	山内初雄
同	一二八	同三日交付	日野地方事務所	鳥取縣事務吏員	藤近雄
同	一二九	同	同	同	高崎政市
同	一三〇	同	同	同	宮本照美

01073

同	三二	同	同	同	田具一二三
同	三三	同	同	同	坪倉徹夫
同	一〇六	同十五日返納	日野郡神奈川村	書記	船越久仁子
同	一〇六	同　交付	同	同	井上壽夫
同	三四	同三日交付	氣高地方事務所	鳥取縣事務吏員	田中清吉
同	三五	同	同	同	瀧本爲藏
同	三六	同	同	同	岡村久太郎
同	三七	同	同	同	横山薫
同	三八	同	同	同	早川宏之
同	三九	同	同	同	下田正
同	四〇	同	同	同	田中守親
同	四一	同	八頭同	同	平尾生
同	四二	同	同	同	谷口菊藏
同	四三	同	同	同	石野太郎
同	四四	同	同	同	新田剛
同	四五	同	同	同	脇尾英三
同	四六	同	岩美同	同	田中篤
同	四七	同	同	同	片岡辰雄
同	四八	同	同	同	田村熊藏
同	四九	同	同	同	山本益治
同	五〇	同	同	同	岡田喜雄
同	五一	同	同	同	岸田茂
同	五二	同	同	同	米澤眞弓
同	五三	同	西伯同	同	新見虎象
同	五四	同	同	同	青砥進
同	五五	同	同	同	平林正雄
同	五六	同	同	同	奥村書吉
同	五七	同	同	同	前田榮重
同	五八	同	同	同	兒玉富保
同	五九	同	同	同	寺尾昇
同	六〇	同	同	同	龜尾正雄
同	六一	同	同	同	立林治一郎
同	六二	同	同	同	持田最
同	六三	同	同	同	土井平治
同	六四	同	同	同	秋田實

01074

同	六五	同	同	同	中村哲朗
同	六六	同	同	同	酒井博明
同	六七	同	同	同	篦津宗義
同	六八	同	同	同	岡本基
縣税滯納者財産差押證票	二二	同	東伯同	同	牧田叔人
同	二三	同	同	同	市場輝政
同	二四	同	同	同	岸田正人
同	二五	同	同	同	宮川民夫
同	二六	同	同	同	原田芳秋
同	二七	同	同	同	谷本萬嘉
同	二八	同	同	同	楠主税
同	二九	同	同	同	晉田瀧藏
同	三〇	同	日野同	同	藤近雄
同	三一	同	同	同	高崎政市
同	三二	同	同	同	宮本照美
同	三三	同	同	同	田具一二三
同	三四	同	同	同	坪倉徹夫
同	三六	同	氣高同	同	田中清吉
同	三七	同	同	同	瀧本爲藏
同	三八	同	同	同	岡村久太郎
同	三九	同	同	同	横山薫
同	四〇	同	同	同	下田正
同	四一	同	同	同	田中守親
同	四二	同	八頭同	同	平尾生
同	四三	同	同	同	谷口菊藏
同	四四	同	同	同	石野太郎
同	四五	同	同	同	新田剛
同	四六	同	同	同	脇尾英三
同	四七	同	岩美同	同	田中篤
同	四八	同	同	同	片岡辰雄
同	四九	同	同	同	田村熊藏
同	五〇	同	同	同	山本益治
同	五一	同	同	同	岡田喜雄
同	五二	同	同	同	岸田茂
同	五三	同	同	同	米澤眞弓
同	五四	同	西伯同	同	新見虎象
同	五五	同	同	同	青砥進

01075

同	五六	同	同	同　平林　正雄
同	五七	同	同	同　恩村　晋吉
同	五八	同	同	同　前田　榮重
同	五九	同	同	同　兒玉　富保
同	六〇	同	同	同　寺尾　昇
同	六一	同	同	同　龜尾　正雄
同	六二	同	同	同　立林　治一郎
同	六三	同	同	同　持田　最
同	六四	同	同	同　土井　平治
同	六五	同	同	同　秋田　實
同	六六	同	同	同　中村　哲朗
同	六七	同	同	同　酒井　博明
同	六八	同	同	同　篦津　宗義
同	六九	同	同	同　岡本　基

◎鳥取縣告示第二百二十九號

昭和二十二年六月二十三日小學校養護教員臨時試驗檢定を次の要領で實施する。

昭和二十二年六月三日

鳥取縣知事　西尾　愛治

一、試驗檢定種別　小學校養護教員

二、受驗資格

看護婦免狀を持つた者で次の各號の一に該當する者。但し昭和二十二年五月十九日より六月七日迄に實施する鳥取縣主催の養護教員養成講習修了者

（一）高等女學校を卒業した者。

（二）專門學校入學者檢定規定によつて試驗檢定に合格した者及び一般專門學校入學に關して無試驗檢定を受ける資格を持つた者。

（三）其の他地方長官が特別に適任と認めた者。

三、受驗手續

志願者は別記樣式による檢定願に關係書類を添え市町村役場を經由して六月十日迄に鳥取縣教育民生部教學課に到着する樣提出の事。

四、試驗檢定の場所

鳥取市東町　鳥取師範學校

五、試驗檢定日時割

01076

月日＼時	午前 9.00–10.30	10.40–11.40	午後 1.00–2.00	2.10–3.40
六月二十三日	教育 公民	心理	衛生	育兒保健

檢定願

小學校養護教員の試驗檢定を受けたいと存じますので別紙の通り履歴書、身体檢査書並びに檢定手數料拾五圓添えてお願ひ致します。

年　月　日

住所

氏名　㊞

鳥取縣知事　西尾愛治殿

（樣式）

履歴書

本籍

現住所

氏名

生年月日

年號	學歴任免賞罰事故	官衙

記載注意

書體は楷書でかき學校入學以後各履歴を辭令面の通り記載せられたい。（業務、學業に區分せず總べて辭令を受けたる年月日順に依り記入せられたい）氏名には振假名を附せられたい。

（樣式）

身体檢査書

住所

氏名

生年月日

一、体質

一、体格

一、榮養

一、視力及屈折狀態

一、色神

一、眼疾

一、耳疾

一、聽力

一、呼吸器

01077

一、神經系
一、皮膚
一、言語
一、四肢運動障害の有無
一、既、現在の疾病又は畸形

右檢査處相違無之候也

年　月　日檢査

何學校醫又は開業醫　氏　名　㊞

選擧告示

◇選擧管理委員會告示第九十一號

鳥取縣議會議員選擧の當選並びに選擧の效力に關する異議申立に對し別記の通り決定したので地方自治法第六十六條第三項の規定によりここに告示する。

昭和二十二年六月三日

鳥取縣選擧管理委員會

決定書

西伯郡境町日ノ出町百壹番地
異議申立人　景山圭一

右異議申立の要旨は、昭和二十二年四月三十日執行の鳥取縣議會議員選擧にあたり、西伯郡高麗村大字安原田中義知は西伯郡選擧區において第三位で當選した旨の告示があり、申立人は次點者として落選した旨の報告があつたが、田中義知は昭和十八年乃至昭和二十年の間において數ヶ月間居村の翼賛壯年團長に就任してゐたから「昭和二十二年勅令第一號」のD項該當者でこの選擧の被選擧權を有せず、從つてその當選は無效である、なお田中義知は公職適否資格審査調査表には叙上の翼賛壯年團長であつた經歷を故意に脱漏したことは確定的であり關係法規の違反者として處罰されるべきもので、田中義知の當選は無效であるから次點者である申立人を當選人とすべきものであるというのである。

よつて地方自治法第六十六條の規定により、これを受理し審査を遂げたのに、田中義知は現在まで「昭和二十二年勅令第一號」に所謂覺書該當者としての指定を受けた事實が無いので、同人の被選擧權に何等の影響を及ぼすものでない。從つて適法に行われた選擧で同人が當選人と決定した以上、これを覆えす何等の法的根據は存しない。なお同人が假に公職適否資格審査調査書にその記載事項を脱漏してゐたとしても、その事實が確認され内閣總理大臣から覺書該當者としての指定を受けて退職し又は當然失職するまでは、縣議會議員としての身分は失はない。

以上の理由により異議申立に對し次の通り決定する。

（決　定）

申立の理由立たず。田中義知の當選は有效なり。

昭和二十二年五月二十九日

鳥取縣選擧管理委員會

決定書

西伯郡境町末廣町百二番地
異議申立人　野田次郎

右異議申立の要旨は、昭和二十二年四月三十日執行の鳥取縣議會議員の選擧に當り、西伯郡選擧區において立候補し當選者として告示された西伯郡高麗村田中義知は、昭和十八年乃至昭和二十年の間において數ヶ月間居村翼賛壯年團長に就任した事實があるので「昭和二十二年勅令第一號」に所謂覺書該當者にして被選擧權を有しない者であるからその當選は無效であり、これを當選者と決定したのは違法である。從つてこれを當選無效とすれば西伯郡選擧區の選擧全般の結果に異動を生ずるので、同選擧區の選擧は全部無效とすべきであるというのである。

よつて地方自治法第六十六條の規定により、これを受理し審査を遂げたのに、田中義知は現在まで「昭和二十二年勅令第一號」の覺書該當者としての指定を受けた事實が無いので、同人は明らかに被選擧權を有して居り、而も選擧は公正にして適法に行はれてゐるのでその當選は無效でない。從つて選擧もまた有效である。

以上の理由により異議申立に對し次の通り決定する。

（決　定）

申立の理由立たず。鳥取縣議會議員選擧西伯郡選擧區の選擧は有效なり。

昭和二十二年五月二十七日

鳥取縣選擧管理委員會

01078

01079

決定書

米子市岩倉町六拾五番
異議申立人　樫本　萬

右異議申立の要旨は、昭和二十二年四月三十日執行の鳥取縣議會議員選擧にあたり、米子市選擧區立候補者上原隼三が同選擧區第一開票區開票立會人として米子市朝日町五十七番地角田乙を選任し、昭和二十二年四月二十九日同開票區開票管理者弓削銑郎に屆出たのに、管理者弓削銑郎は右屆出は「投票の日前二日以前の屆出でなければ不適法である」との理由で、その屆出の受理を拒否したがこれは違法である。なお右弓削銑郎は同選擧區選擧長をも兼任してゐるが、同開票區に無効投票が多かつた事實並びに第一開票區開票管理者として叙上のような違法行爲をしてゐる事實等を綜合判斷して、同選擧區全体の投票及び開票が果して適法に行はれたか否かに深く疑惑を持つ。從つて叙上の規定に違反して爲された開票が、選擧の結果全般に異動を生ずることは全立候補者の得票を對比してみるとき明白であるので、同選擧區の選擧は全部無効であるというのである。

よつて地方自治法第六十六條の規定により、これを受理し審査を遂げたのに、昭和二十二年四月二十九日上原隼三が屆出た開票立會人の屆出は、道府縣制第二十三條ノ四の規定により當然受理すべきもので、開票管理者がその受理を拒否したことは明らかに違法行爲である。然し屆出にかゝる開票立會人は一面候補者の利益代表であると共に、他面公益機關である部面を主眼としてゐる性格に鑑み同開票區において正當の手續により屆出られた開票立會人が四名あり、各開票立會人とも何れも開票所を開く時刻までに參會し公正に開票を行つてゐる以上直ちに以て選擧無効ということはできない。なお投票總數に對する無効投票の比率を他の開票區と對比しても、第一開票區のそれが必ずしも高率ではない。假に同開票區の無効投票が總數二四二票全部を次點者上原隼三の得票に加算しても、最下位柳谷保一との得票差二六六票に達せず他の開票區において夫々異つた開票管理者が、何れも公正適法にその事務を處理して居るので、何れの點から判定しても米子市選擧區の選擧は無効であるということはできない。

以上の理由により異議申立に對し次の通り決定する。

（決　定）

申立の理由立たず、米子市選擧區の選擧は有効である。

昭和二十二年五月二十九日

鳥取縣選擧管理委員會

昭和二十二年六月三日印刷
昭和二十二年六月三日發行
鳥取縣公報（昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）
發行　鳥取縣鳥取市東町　[illegible]
印刷所　鳥取縣鳥取市東町　[illegible]